

○花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年9月14日条例第34号

改正

平成28年6月23日条例第29号

平成29年12月7日条例第24号

平成30年9月6日条例第33号

花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月7日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月6日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	花巻市家族介護用品支給事業実施要綱 (平成18年花巻市告示第371号) による在宅要介護者を介護している家族に対する介護用品支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	花巻市老人等日常生活用具給付等事業実施要綱 (平成18年花巻市告示第21号) による要援護老人、ひとり暮らし老人の日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱 (平成18年花巻市告示第22号) による高齢者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱による身体障害者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	花巻市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱 (平成18年花巻市告示第62号) による介護保険利用者負担軽減措置に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	花巻市定住促進住宅条例 (平成23年花巻市条例第28号) による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例 (平成18年花巻市条例第88号) による乳幼児及び妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例による重度心身障害者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	花巻市ひとり親家庭医療費給付規則 (平成18年花巻市規則第92号) によるひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	花巻市寡婦等医療費給付規則 (平成18年花巻市規則第93号) による寡婦等に対

	する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	花巻市小学生医療費給付規則（平成25年花巻市規則第19号）による小学生の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	花巻市中心身障害児医療費給付規則（平成28年花巻市規則第51号）による心身障害児の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	花巻市中学生、高校生等医療費給付規則（平成30年花巻市規則第30号）による中学生、高校生等の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	花巻市家族介護用品支給事業実施要綱による在宅要介護者を介護している家族に対する介護用品支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの</p>
2 市長	花巻市老人等日常生活用具給付等事業実施要綱による要援護老人、ひとり暮らし老人の日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱による高齢者の住宅改造事業費補助に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険給付情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金交付要綱による身体障害者の住宅改造事業費補助に関する事	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）によ</p>

	務であって規則で定めるもの	る精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	花巻市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減措置事業実施要綱による介護保険利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	花巻市定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例による乳幼児及び妊産婦に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例による重度心身障害者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	花巻市ひとり親家庭医療費給付規則によるひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	花巻市寡婦等医療費給付規則による寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	花巻市小学生医療費給付	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	規則による小学生の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	
12 市長	花巻市中心身障害児医療費給付規則による心身障害児の保護者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	花巻市中学生、高校生医療費給付規則による中学生、高校生に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの